

同意書

【令和6年度】

習志野市認可保育施設入所(園)及び転所(園)申込にあたっての確認事項となります。

ご了承いただいた上で、確認欄に☑をし、署名をお願いします。

認可保育施設入所・入園等申込の確認事項		確認欄
1 支給認定証について		確認欄
①	「教育・保育給付認定(2号または3号)」が決定しても、希望する特定教育・保育施設等の利用希望者が多数の場合、入所できない場合があります。	
②	特定教育・保育施設等の継続入所には、2号または3号の給付認定を受けていることが必要となります。給付認定基準を満たさなくなった場合は、その時点で退所となります。小学校入学までの継続入所を保証するものではありません。	
2 申込について		確認欄
①	申込手続きに必要な書類は、申込締切日までにこども保育課に提出してください。申込締切日を過ぎて、こども保育課に届いた書類は翌月以降(4月入所の1次利用調整の場合は2次から)の利用調整での反映となります。 必要書類の同封漏れや郵送事故、電子申請の入力誤りによる未着について、市は責任を負いません。	
②	申込締切日以降の申込内容の変更(希望施設の変更含む)及び、申込の取下げはできません。 ※4月申し込みに限り、2次選考に係る希望施設の変更、申込の取下げについてそれぞれ定められた期間に限り可能です。	
③	申込手続きに必要な書類は、必ず指定の様式で提出してください。指定の様式での提出がない場合は、入所(転所)に必要な要件の確認及び優先順位の確認ができないため、利用調整にあたり不利になる場合や、利用調整ができない場合があります。	
④	利用調整は、「習志野市保育所等利用調整基準」に基づき行います。必要な書類の提出がない場合、利用調整にあたり、不利になることがあります。	
⑤	就労時間・日数、勤務先等の申込時の状況が入所(転所)後も継続するものとして利用調整(入所選考)を行います。入所(転所)内定後や入所(転所)後で、申込内容と異なる場合は、 入所(転所)内定の取消もしくは退所となる場合があります。	
⑥	入所(転所)月から6か月が経過するまで、父母等のいずれにおいても、申込時の要件を変更(退職、転職、就労時間・日数を減らす等)した場合、 利用調整に係る条件が変わるため、退所となる場合があります。	
⑦	育児休業取得中などの場合を除き、「就労証明書」の直近3か月間の勤務実績が、契約上の勤務日数・時間数を満たしていない場合は、入所から一定期間経過後、契約上の勤務日数・時間数で就労しているかどうかの確認を行います。この際、契約上の勤務日数等を満たしていない場合退所となる場合があります。	
⑧	就労証明書等、提出された書類については、その内容について発行元等に問い合わせをする場合があります。なお、提出された書類は返却できません。	
⑨	児童を安全に保育するため、申込時の児童の健康状況等(アレルギー、既往歴、現在治療中の疾患、言語・行動等の発達等)、医療的ケアの必要性については、程度に関わりなくすべて申し出てください。申込児童の入所時の健康状況等が、提出された健康状況調査票及び状況調査票の記載内容と異なる場合、入所(転所)承諾(内定)を取り消す場合があります。 ※保育を実施するにあたり配慮が見込まれる場合には、こども保育課での面談や主治医の意見書等の提出をしていただくことがあります。	
⑩	「育児休業から復帰する保護者が保育している場合」の加点の対象となるには、初回申込月の申込締切日時点で育児休業中であることが必要です。それ以後は、就労証明書に記載された育児休業取得期間の最終日が属する月の翌月分利用調整までが加点対象となります。育児休業を延長した場合は、改めて就労証明書を提出してください。 ※育児休業の加点期間が終了した方について、こども保育課から個別にはお知らせしません。	
⑪	申込後、認定保護者や児童が市外に転出した場合や、提出された書類において保育にあてられない要件の確認ができなくなった場合は、入所(転所)申込が取り下げられたものとみなし、利用調整を行いません。	

裏面もご確認ください。

認可保育施設入所・入園等申込の確認事項

3 入所不承諾の場合		確認欄
①	入所不承諾の場合、申込書の継続申込欄にチェックがある方については、年度内(令和7年3月入所まで)は、毎月利用調整を実施します。令和7年4月以降の入所希望は別途申込が必要となります。	
4 入所承諾(内定)の場合		確認欄
①	入所(転所)承諾(内定)後は、入所(転所)月の前月末までに入所(転所)承諾(内定)施設で行われる入所説明会に参加することが必要となります。入所説明会に参加しない場合や、入所(転所)内定後、入所意志の確認が取れない場合は入所(転所)承諾(内定)を取り消す場合があります。	
②	入所(転所)承諾となった場合、入所(転所)月中に利用を開始することが必要です。入所(転所)決定月中に利用開始ができない場合は入所(転所)承諾(内定)を取り消します。	
③	入所(転所)日は4か月未満児を除き、原則各月1日からとなります。また、4か月未満児以外で実際の利用開始日が各月1日以降となった場合も、原則一箇月分の保育料をお支払いいただきます。日割り計算等はしません。	
④	入所承諾(内定)を辞退した場合、辞退した月の不承諾通知書の発行はできません。 また、辞退点及び辞退歴が付与されるため、今後の利用調整が不利となります。辞退歴は次年度以降も継続します。	
5 その他		確認欄
①	習志野市が「教育・保育給付認定(2号または3号)」の給付認定審査、利用者負担額の決定及び利用調整に必要な住民基本台帳に基づく情報・旧外国人登録・課税賦課・生活保護受給の有無・児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給状況・各種障害者手帳の取得状況の確認をすること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額や世帯の住民記録情報について、利用する特定教育・保育施設等に対し提供します。	
②	申込にあたり提出された書類及び、児童の健康状況、就労状況、家庭状況等の情報について、入所(転所)承諾(内定)となった特定教育・保育施設等に対し、提供します。また、在園中においても、提出があった書類については特定教育・保育施設等に提供します。	
③	保育料等が滞納となった場合、延滞金等が発生することがあります。また、滞納整理を行う上で、市は必要な機関や部署と保育料等の滞納情報について共有することがあります。	

習志野市 こども部長 あて

認可保育施設入所・入園等申込にあたり、上記の内容について同意します。

※同居している全ての方の同意が必要となります。ただし、未成年者で収入がない方については、同意の必要はありません。

令和 年 月 日

保護者(父)氏名(自署) _____ 住所 習志野市 _____

保護者(母)氏名(自署) _____ 住所 習志野市 _____

続柄()氏名 _____ 住所 習志野市 _____

続柄()氏名 _____ 住所 習志野市 _____

※記入欄が不足する場合は下記の余白部分に署名してください。

児童氏名
(入所を希望する全員の氏名) _____